

## 令和6年度のWTO協定に基づくその他の乳製品の関税割当てのウェブ登録 ＜ウェブサイトでの登録内容＞

WTO協定に基づくその他の乳製品の関税割当公表第2の4の資格に基づく「その他の乳製品」の関税割当て希望する者は、以下の事項について登録を行う必要があります。また、ウェブ登録のみでは、申請を行ったとはみなされません。ウェブ登録と併せて、申請書類の提出が必要です。令和6年度のWTO協定に基づく関税割当公表をご覧の上、手続きを行ってください。

- ・法人又は個人事業者による申請登録は1回のみとします。
- ・ウェブ登録は、関税割当公表第5の1の(1)の提出期間内に1回のみとします。
- ・申請数量の詳細は、令和6年度のWTO協定に基づく関税割当公表第3の割当基準をご覧下さい。
- ・登録後、農林水産省からは、各法人又は個人事業者宛てに、登録完了に関するメール等での通知を行いません。
- ・登録完了後、登録内容の修正は出来ません。

申込期間終了後、申請登録のウェブサイトは、締め切らせていただきます。

(受付期間:令和6年4月1日から令和6年4月10日まで)

- 申請者名 (全角) (必須) (例: 株式会社〇〇)

- 代表者名 (全角) (必須) (例: 代表取締役 農水 太郎)

- 住所 (全角) (必須) (例: 東京都千代田区霞が関1-2-1)

注: 登記簿 (法人の場合) 又は個人事業の開業・廃業等届出書 (個人事業者の場合) の住所 (都道府県を含む) を記入してください。

- 電話番号 (半角) (必須) (例: 03-〇〇-〇〇〇〇)

- 担当者氏名 (全角) (必須) (例: 農水 一郎)

- 担当者のメールアドレス (半角) (必須)

注: 関税割当証明書の発給等は、このメールアドレス宛に連絡します。

- 確認メールアドレス (半角) (必須)

確認のため、上記と同じメールアドレスをもう一度入力して下さい

送信確認

リセット